

令和7年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会 （岐阜市コース）開催要項

1. 目的

ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツの場で活躍できる人材（資質能力を備えた指導者）を育成することを目的に開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

3. 主管

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 岐阜県スポーツ少年団
岐阜市スポーツ少年団本部

4. カリキュラム

オンライン学習（検定試験含む）：6.4 時間以上、集合講習：3.5 時間以上
+教材を用いた自宅学習 9.1 時間以上
全講座の受講をもって修了とし、受講科目の免除は実施しない。

○オンライン学習（講義動画の視聴・検定試験）

受講決定通知後、**令和7年11月12日（水）**までに公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が用意するeラーニングシステム「スマートスタディ」において受講・受験する。

※スマートスタディにおいて講義動画を視聴終了し、検定試験を合格（正答率6割）した受講者に対し、集合学習のへ参加を認める。

※指導者マイページやスマートスタディの利用方法等は、以下を参照すること。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/mypage_ss_manual.pdf

5. 集合学習期日・会場

令和7年11月30日（日） 12:50～17:00（受付：12:30～）
岐阜市役所 6階 6-1 大会議室 〒500-8701 岐阜市司町 40-1

6. 受講条件（対象者）

- ・令和7年4月1日現在、満18歳以上であること
- ・地域スポーツにおいてスポーツ少年団やスポーツ少年団未登録スポーツチーム（民間スポーツクラブ・運動部活動指導者含む）、総合型地域スポーツクラブなどでジュニア・ユース世代の指導活動を予定している方
- ・JSPOが開設している「指導者マイページ」から申し込みが可能な方

7. 受講人数

60名（先着順）

8. 受講料

4,000円/人（オンライン学習利用料1,100円+テキスト代2,200円+受講料700円）

※申込後の返金はありません。

9. 申込方法

★日本スポーツ協会「指導者マイページ」から申込

- ①受講者本人が日本スポーツ協会「指導者マイページ」(<https://my.japansports.or.jp/login>)に登録し、指導者マイページから本講習会を検索して申込

(指導者マイページ) ※申込期間外はコースが表示されません

□資格を取得する→講習会検索・申込→資格で探す(スタートコーチ)→岐阜県→岐阜市コース

- ②受講料を受講者の氏名で下記口座へ振込 ※**窓口受付不可**

(振込手数料は各自でご負担ください)

十六銀行 岐阜市役所支店 普通預金 口座番号 1276073
岐阜市スポーツ少年団本部 本部長 真鍋 龍司(マナハ リュウジ)

- ③10月下旬頃、受講者本人に受講決定通知とテキストを送付

10. 各種期限

<参加申込期間> **令和7年9月1日(月)～令和7年9月26日(金)**

定員数を超えた場合は、期間内であっても申込みをお断りする場合があります。

期間を過ぎた場合は受付できません。

<受講料支払期限> **令和7年9月26日(金)**

期限までに受講料の支払いが確認できない場合は、受講者へ通知のうえ、受講の取消を行います。

11. 講習会修了・資格認定

- (1) 岐阜県スポーツ少年団及び JSPO において審査を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会修了者」として認める。講習会修了者は、受講翌年度7月下旬以降に JSPO から届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続き(登録料の納入)を行うことで資格が認定される。

※ 【審査について】受講態度が著しく悪い、「公認スポーツ指導者育成基本方針」「公認スポーツ指導者育成の3つの方針(3ポリシー)と到達水準」「ジュニア・ユーススポーツの理念」に反する発言が見受けられるといった場合は不合格とする場合がある。

※ 【スポーツ少年団登録について】受講翌年度4月(上記資格登録手続きの完了前)に、「前年度の JSPO 公認スポーツ指導者資格(スタートコーチ(ジュニア・ユース)含む)養成講習会を受講し、修了した者」としてスポーツ少年団に「指導者」登録する場合、受講修了した講習会の受講番号が必要となります。指導者マイページにログインの上、トップページの「講習会申込履歴」に記載の受講番号をご確認ください。

- (2) 上記資格登録手続きを完了した者を JSPO 公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。

➤ 登録手続き・送付物の詳細は、JSPO のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html>

- (3) **資格登録料は4年間で10,000円**(初回登録時のみ13,300円)とする。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、3,300円(初期登録手数料)のみを追加登録料として支払う。

➤ 登録料の詳細は、JSPO のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid232.html>

- (4) 登録による資格の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6カ月前までに、JSPO の定める更新研修を受けなければならない。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる。

➤ 更新研修の詳細は、JSPO のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid233.html>

12. 個人情報及び肖像権の取扱いについて

(1) 本団は、本事業開催にあたり、以下の目的のために個人情報を取得する。

- ① 申込み手続きおよび受講条件審査
- ② 受講・修了判定・資格登録手続きにあたり必要な連絡
- ③ 運営上必要な受講者名簿の作成
- ④ 運営上必要な受講者情報の把握、プログラム編成及び作成

(2) 当協会は、個人情報を以下のとおり共同利用する。

共同して利用される個人情報の項目	「氏名」「電話番号」「JSPO 公認スポーツ指導者登録番号」「受講者番号」「生年月日」「性別」「住所」「メールアドレス」「顔写真」 - 事業受講時に取得した情報(受講時に撮影した写真及び映像)
共同して利用する者の範囲	●主催・主管団体 ●本事業の講師を担当する者
共同して利用する者の利用目的	●主催・主管団体 上記(1)に記載の内容 ●本事業の講師を担当する者 上記(1)④記載の内容
個人情報の管理責任者	公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

(3) 主催・主管団体、またはこれらに認められた団体、報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページや SNS に掲載されることがある。

(4) 本団は、本人から保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い、誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い、遅滞なく通知する。これらの請求については、日本スポーツ協会少年団課(jjisa@japan-sports.or.jp)へ連絡すること。

(5) 当協会の個人情報保護方針は以下 URL から確認すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>

13. 留意事項

(1) 本講習会の受講有効期間は 1 年間とする。一部カリキュラムの受講を完了された場合でも、翌年度以降にその受講実績を持ち越すことはできない。

(2) 本講習会や資格の登録手続きに関するお知らせについては、指導者マイページに登録されている E-mail アドレス宛に行うことがある。そのため、指導者マイページに登録しているアドレスを常に最新なものとなるよう設定すること。また、必ず「@my.japan-sports.or.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう受信許可設定を確認すること。

(3) 受講者の都合(迷惑メールブロック等による各種お知らせメールの不着を起因とした欠席を含む)により養成講習会を受講できなかったために生じた受講者の損害については、主催・主管団体はその責任を負わないものとする。

(4) e ラーニングシステム「スマートスタディ」の利用にあたっては、自己の責任において必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理するものとする。また、受講に伴って発生する通信回線の利用料金等は自己負担とする。さらに、使用する機器は、最新のコンピュータウィルス対策等がなされている機器を使用するものとし、主催・主管団体は、コンピュータウィルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わないこととする。

(5) 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO 及び主管団体が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、主催・主管団体はその責任を負わないものとする。

- (6) 受講者としてふさわしくない行為(JSPO 登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、JSPO または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、JSPO 登録者等処分規程等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。また、JSPO または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しない。
- (7) JSPO 登録者等処分規程に基づく処分を受けた者にあつては、申込当該年度の 4 月 1 日時点で当該処分に対する所定の再教育プログラムを修了し、資格等が回復していること。

〒500-8701 岐阜市司町 40-1
岐阜市ぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課内
岐阜市スポーツ少年団本部事務局
TEL 058-214-2370 FAX 058-214-2224
E-mail sports@city.gifu.gifu.jp

